環境省
Ministry of the Environment

資料２

令和3年度環境配慮契約法
基本方針等の検討方針・課題等（案）

1. 電気の供給を受ける契約
2. 自動車の購入等に係る契約
3. 建築物に係る契約
4. 産業廃棄物の処理に係る契約
5. 環境配慮契約法基本方針検討会中期スケジュール（案）

令和3年8月3日

2050年カーボンニュートラル宣言及び2030年度目標

2050年カーボンニュートラル宣言【第203回国会総理所信表明演説】

- 我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

2030年度目標【気候サミット（2021年4月22日）総理発言（抜粋）】

- 地球規模の課題の解決に、我が国としても大きく踏み出します。2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。
- 経済と環境の好循環を生み出し、2030年の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、政府として再エネなど脱炭素電源を最大限活用するとともに、企業に投資を促すための十分な刺激策を講じます。

上記目標の達成に向け、整合する形で、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画等の関連計画の改定作業が進められており、住宅・建築物における省エネ対策等についても検討が行われ、公共施設の率先実行が求められる。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が成立。

環境配慮契約法基本方針においてもこれらを踏まえた対応が必要

1. 電気の供給を受ける契約【1/3】

令和2年度の検討状況等

令和2年度の電力専門委員会における検討状況等

① 更なる効果的な環境配慮契約の検討及び実施

- 裾切り方式における「排出係数しきい値」の引き下げ
  - 現行の0.810kg-CO_2/kWhから0.690kg-CO_2/kWhへ引き下げ
- 裾切り方式における「加点項目」の整理
  - 小売電気事業者へのアンケート調査による取組状況及び要望等の収集
- 再エネ比率の向上に資する取組
  - 環境省における再エネ電気の調達（「環境省RE100達成のための行動計画」に即した取組）、「公的機関のための再エネ電気の調達実践ガイド」の普及等
- 総合評価落札方式の導入可能性
  - 国及び独立行政法人等の公表情報を中心とした総合評価落札方式に係る情報収集

② 環境配慮契約未実施機関への対応

- 未実施機関・施設における具体的な公表内容の検討
  - 施設名、所管府省庁、住所、契約電力量、未実施理由、今後の見通し等

③ 非化石価値取引市場から調達した非FIT非化石証書の評価

- 令和2年4月より非FIT非化石証書の取引開始
  - 証書の調整後排出係数への反映は令和2年度排出係数から可能（令和3年度に具体的な取扱いについて検討）

【参考】排出係数しきい値の引き下げ（イメージ）

- 令和2年度の排出係数しきい値の0.810kg-CO_2/kWhから0.12kg-CO_2/kWh（3年分）を引き下げて令和3年度は：0.690kg-CO_2/kWh
- 引き下げ幅は2030年度26%削減目標に整合した0.37kg-CO_2/kWhから算定

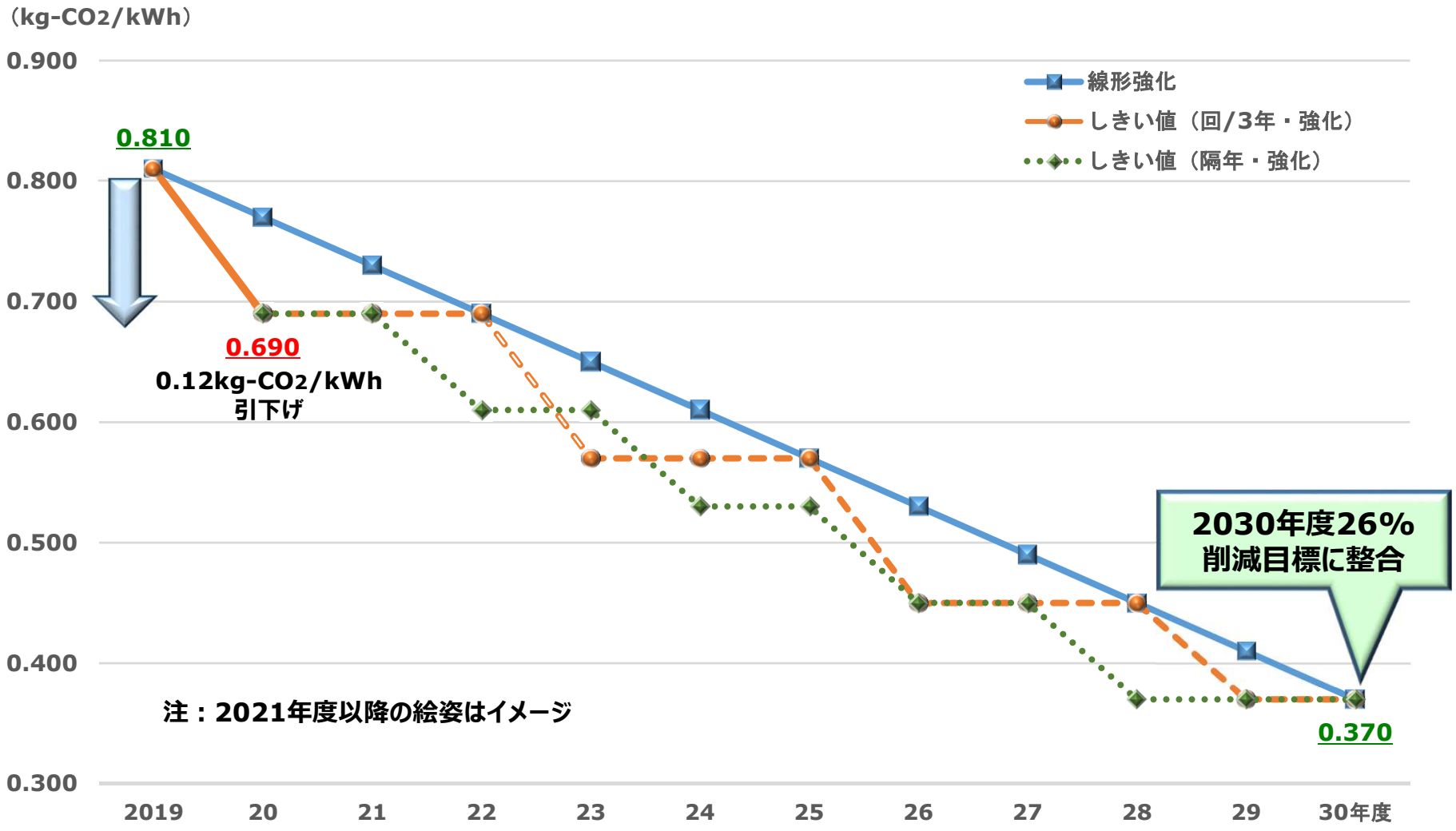

1. 電気の供給を受ける契約【2/3】

対応の方向性（案）1/2

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

- 排出係数しきい値については、関連計画等で2050年カーボンニュートラル及び2030年度目標（2013年度比46%削減、さらに50%の高みに挑戦）と整合的な新たな排出係数目標が示された場合、しきい値引き下げの方向性等を検討してはどうか
- 加点項目の整理・見直しについては、現在の加点項目である「省エネ・節電に関する情報提供」について、配点・重み付けを中心に検討してはどうか

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- 再エネ導入拡大及び国等の率先実行として、電力の調達に当たり一定の再エネ電力の調達を求めることとしてはどうか
  - あくまでも、裾切り方式実施を前提とした上で改定される政府実行計画の削減目標等を踏まえ検討
- 再エネ電力の調達実績・取組内容、小売電気事業者のRE100対応メニュー等に関する情報提供を実施してはどうか

3. 非FIT非化石証書の環境配慮契約への反映

- 非FIT非化石証書を調整後排出係数、再エネ導入状況等の算定に活用した結果を令和4年度からの電気の供給を受ける契約に反映すべく対応を進めてはどうか
- 非FIT非化石証書の導入に併せ、裾切り方式評価項目「再生可能エネルギーの導入状況」等における再エネ電源の種類について、検討してはどうか

1. 電気の供給を受ける契約【3/3】

対応の方向性（案）2/2

4. 環境配慮契約未実施機関への対応

- 令和2年度に示した公表内容（イメージ）をベースに、具体的な内容に関する詳細を検討の上、最終的に内容を決定してはどうか
  - 公表すべき未実施理由の検討及び施設ごとの未実施理由の精査を経て公表

5. その他

- 現状、環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域についても、排出係数引き下げに向け実施可能な手法を検討してはどうか
- 総合評価落札方式の導入可能性に係る事例収集や導入要件について継続的に検討してはどうか

電力専門委員会は関連計画等の改定等を踏まえ開催することとしたい

【参考】再エネ電力の調達の流れ（イメージ）

① 調達する電力の再エネ比率の提示【仕様書への記載】

② 入札参加資格の審査（審査結果の通知）【裾切り方式】

③ 参加資格審査適合事業者による入札【一般競争入札】

■入札公告・資格審査

入札公告（仕様書の提示）

入札参加資格書類の提出・審査

審査結果の通知

■事業者選定・契約

入札

開札（事業者決定）

契約

2. 自動車の購入等に係る契約

令和2年度の検討状況等

グリーン購入法に基づく基本方針の改定

- 乗用車については「可能な限り電動車等、少なくとも次世代自動車」
- 乗用車以外の5車種（小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ）については「可能な限り次世代自動車、少なくとも一定の燃費基準等を満たす自動車」
- 上記を受けて基本方針解説資料において環境配慮契約の対象とする乗用車はハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車であることを明記

2030年度のトップランナー基準（乗用車）

- 自動車の購入等に係る契約における総合評価の加算点を算定する場合の「燃費基準値（グリーン購入法に係る判断の基準を使用）」は据え置き（乗用車以外の車種を含め令和3年度に継続検討）
- 2030年度の乗用車の燃費基準値は現行の車両重量の区分（ステップ）ごとの値からステップレスに変更

対応の方向性（案）

新たなトップランナー基準に対応した環境配慮契約の検討

- 乗用車については現行の車両重量区分による燃費基準値及び燃費目標値の考え方を基本としつつ、令和4年度の契約から2030年度を目標とした新たな燃費基準（ステップレス）への対応が可能な総合評価の方法に移行できるよう検討してはどうか
- 将来的な見直しを視野に2030年度のトップランナー基準の対象となる電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に係る評価方法等についても併せて検討してはどうか

【参考】新たな燃費基準値に対応した環境配慮契約（案）

乗用車の燃費基準値の見直しに係る検討

- 燃費基準値の設定については、車種別のトップランナー基準及び市場への供給状況等を踏まえ、グリーン購入法特定調達品目検討会で見直し検討
- 現行の総合評価落札方式の考え方及び基本的な算定方法は変更しない前提で、ステップレス評価に対応した新評価方式への移行について検討を進めてはどうか

【現行の総合評価値算定方法】

$$\text{総合評価値} = \frac{\text{環境性能に対する得点}}{\text{入札価格に対する得点}}$$

⇨ 標準点(100点)＋ 加算点

⇨ 入札価格（円） ÷ 1万円

$$\text{加算点} = \text{満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

※「提案車の燃費値」「燃費基準値」の単位はkm/L

※加算点の満点（上限50点）＝50×（燃費目標値／燃費基準値－1）

【加算点の算定方法（案）】※ 本算定方法(案)は、計算式を変更するものではない

- 燃費目標値を燃費基準値の２倍、加算点の満点を50点に固定
  - 燃費目標値は、車両重量区分における最も環境性能の高い市販車の燃費値を設定していたが、加算点満点の上限である燃費基準値の２倍とする
  - 加算点の式の分母は、燃費基準値に簡略化

（燃費基準値＝燃費目標値－燃費基準値＝燃費基準値×2－燃費基準値）

【参考】燃費基準値、燃費目標値及び加算点の考え方（案）

- 燃費目標値を現行の加算点満点の上限である燃費基準値の2倍、加算点の満点を50点に固定とし、燃費基準値を超える部分について環境性能の評価の割合に応じて得点を付与
- 現行の総合評価落札方式の評価値算定方法を変更せず、ステップレス評価へ対応可能
  - ➔ 燃費目標値が車両重量により一義的に決定されるため、現行の評価方法において複数の車両重量区分にまたがる場合にあっても加算点の算定が容易

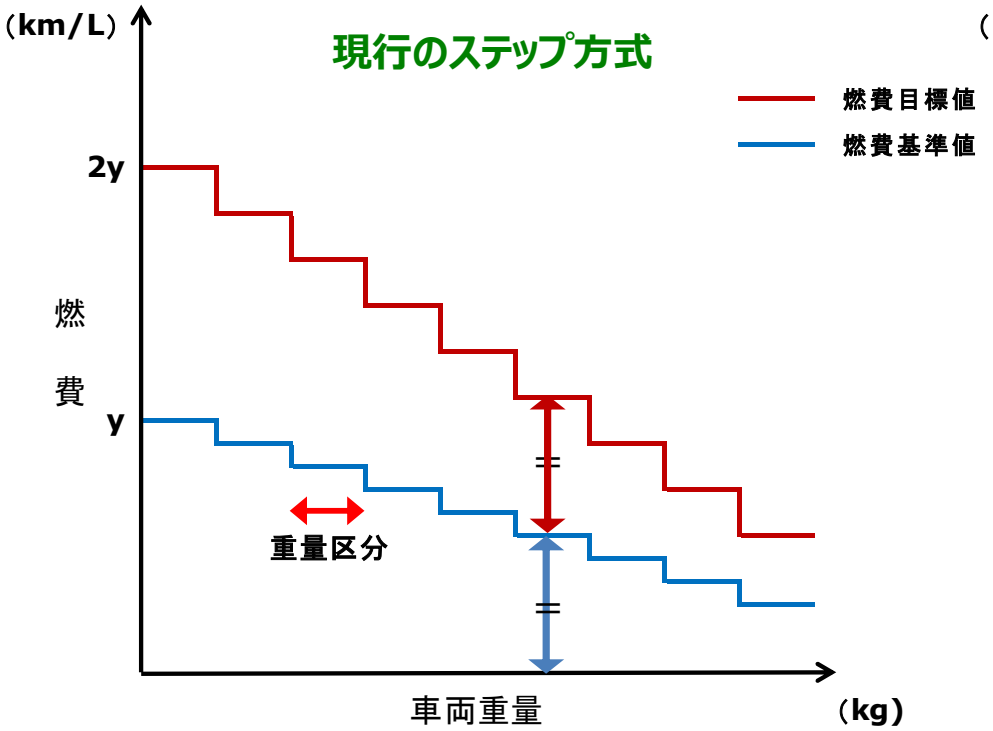

車両重量区分ごとの燃費目標値（上限）の考え方

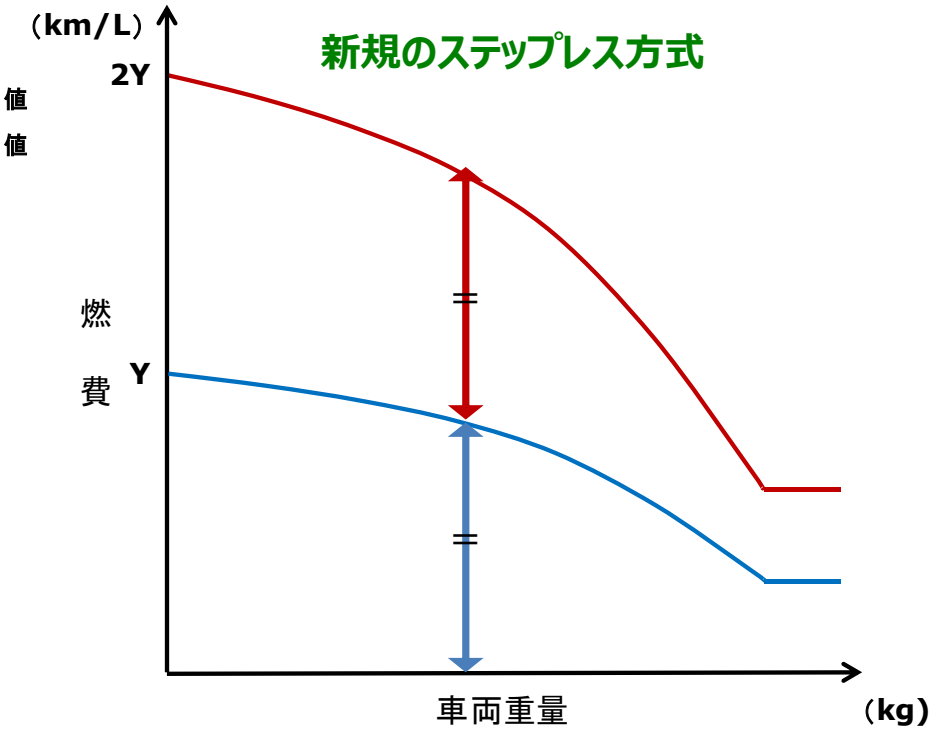

ステップレス方式の燃費目標値の考え方

【参考】ガソリン乗用車の車両重量別燃費（WLTCモード）

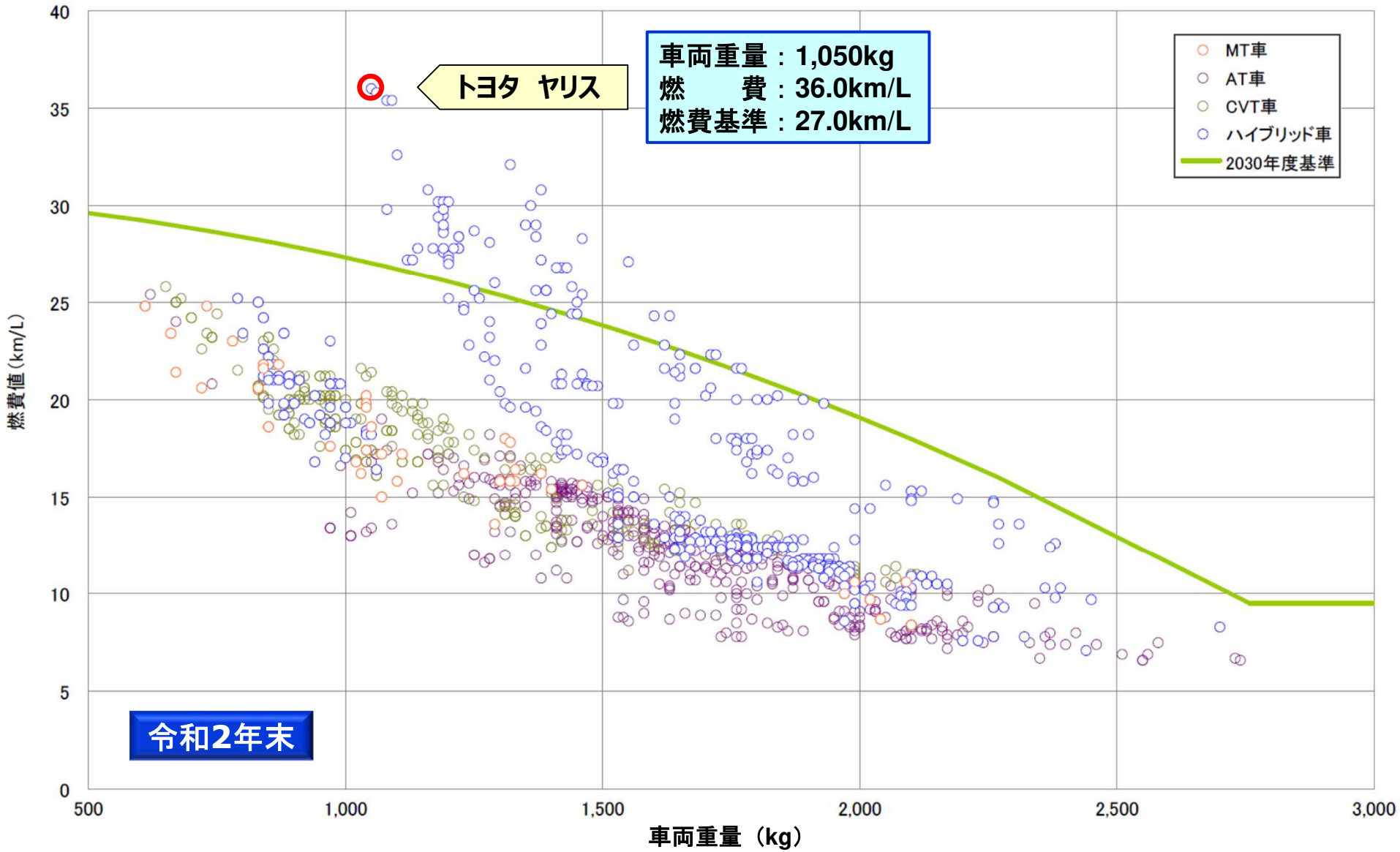

資料：国土交通省「自動車燃費一覧」（令和3年3月）

3. 建築物に係る契約

令和2年度の検討状況等

- **建築物の維持管理に係る契約の締結実績の把握・分析等**
  - 建築物の維持管理に係る契約の締結実績による施設の特性（地域、用途、規模、管理形態等）に応じた契約内容等の把握・分析
  - 省エネ・省CO_2等の環境配慮契約の効果を評価するための適切な指標の検討
- **建築物に係る契約（設計、維持管理及びESCO）の連携に関する検討**
  - 令和3年度における3契約類型合同の専門委員会の設置に向けた準備等

対応の方向性（案）

- **建築物に係る契約（設計、維持管理及びESCO）の連携に関する検討**
  - 発注者向けの省エネ・脱炭素に係る評価項目、対策等のメニュー化を検討してはどうか
  - ESCO事業が成立しない場合の改修のあり方を検討してはどうか
  - 現在、見直し・検討が進められている政府実行計画、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」との整合性及び率先的取組として検討してはどうか（ZEB化や太陽光発電設置等）
- **建築物の維持管理に係る契約の締結実績の把握・分析等**
  - 建築物の維持管理に係る契約において有効な事例、参考となる事例等の把握・整理
  - 建築物の基本的な属性別（目的・用途、規模・面積等）のベンチマークとして活用可能な指標の検討及び基本的な原単位の算定（Carbon Metrics等）

建築物専門委員会を設置し議論を開始（公共建築物の率先的取組）

【参考】建築物に係る契約の効果的な連携のイメージ

建築物の設計、維持管理及びESCO事業に係る契約

建築物に関する3つの契約が建築物のライフサイクルにおいて効果的・有機的に連携し温室効果ガス排出削減・脱炭素を推進

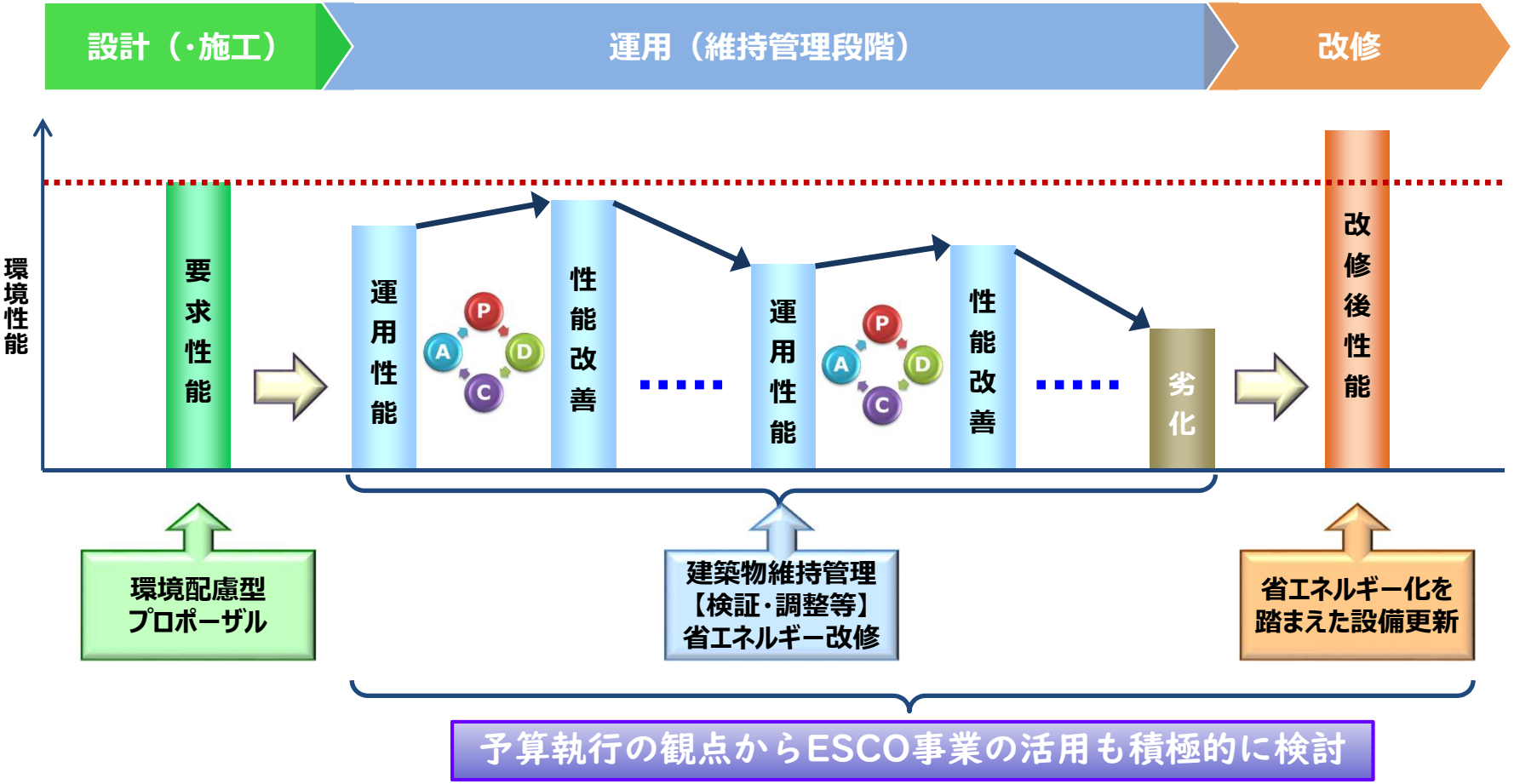

予算執行の観点からESCO事業の活用も積極的に検討

【参考】建築物における温室効果ガス排出削減等対策（例）

対策分野	設計（施工）段階	運用段階	改修段階
再生可能エネルギー	❍ 再生可能エネルギー設備（創エネ・畜エネ）の導入 ❍ パッシブ技術等自然エネルギーの活用	❍ 再生可能エネルギーの自家消費	❍ 更なる再生可能エネルギー設備の導入
省エネルギー 脱炭素・低炭素	❍ 新築・建替（大規模改修含む）のZEB化・LCCM化 ❍ 省エネルギーの徹底（高断熱性能、高効率設備・機器の導入、コミッショニング等） ❍ 導入設備・機器等の電化（エネルギーの転換） ❍ 脱炭素・低炭素資材・建材の使用	❍ 省エネルギーの徹底（チューニング等） ❍ BEMSの導入、省エネルギー診断、コミッショニングの活用 ❍ 計測・メンテナンス等におけるICT活用	❍ ESCO事業の導入可能性検討（設備更新型、バルク方式） ❍ 省エネルギー改修の実施 ❍ 改修設備・機器等の電化（エネルギーの転換）
吸収源・適応	❍ 炭素の貯蔵（木材利用） ❍ 吸収源の確保（周辺緑地、植栽、屋上・壁面等緑化）	❍ 敷地内緑化、植栽管理等	❍ 更なる木材の利用
フロン類	❍ HFCs等のフロン類の削減（ノンフロン・低GWP設備・機器の導入）	❍ フロン類の漏洩防止	❍ フロン類の回収の徹底 ❍ ノンフロン・低GWP設備・機器への代替
調達電力・熱		❍ 排出係数の低い電力 ❍ 再生可能エネルギー比率の高い電力・熱	

4. 産業廃棄物の処理に係る契約

令和2年度の検討状況等

優良認定基準の見直しの裾切り方式への反映

- 優良産廃処理業者認定制度の優良認定基準の見直しを踏まえ、産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約（裾切り方式）の評価基準の強化及び優良認定業者の優遇に関し運用方法を改定

対応の方向性（案）

プラスチック資源循環の促進に関する検討

- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」が令和3年6月に公布され、1年以内に施行される。
- 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進することとしており、排出事業者に対してはプラスチック廃棄物の排出の抑制やその再資源化等が求められており、国等においても排出事業者として、プラスチック廃棄物の排出を抑制するとともに、その再資源化等を率先して実行する必要がある。
- 環境配慮契約の観点から、プラスチック廃棄物の排出の抑制及び再資源化等の促進につながる取組を検討してはどうか。

5. 環境配慮契約法基本方針検討会中期スケジュール（案）

契約類型	令和元年度（2019）	令和２年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和12年度（2030）までの予定
電気の供給を受ける契約		排出係数しきい値導入	排出係数しきい値引き下げ実施	・更なる排出係数しきい値引下げ実施 ・加点項目の見直しの反映、実施		● 排出係数に関連する他の制度等の進捗を踏まえ、専門委員会の設置、しきい値の強化 ● 加点項目の整理及び機動的な見直し ● 再エネ電力の最大限導入に係る検討 ● 裾切り方式の配点例については事務局において毎年適切に設定 ● 総合評価落札方式導入可能性の継続的検討
			未実施機関の公表（令和２年度契約締結実績分から開始）			
	排出係数しきい値の方針検討	排出係数しきい値の引下げ検討	排出係数しきい値の引下げ方向性等の検討	更なる排出係数しきい値の引下げ検討		
	加点項目の見直しの検討	加点項目の整理、見直しの必要性及び見直し内容等の検討		新たな加点項目及び電気事業者の取組を踏まえた見直しの検討		
		再エネ比率の向上及び再エネ電力の最大限導入に向けた検討、再エネ電源に係る検討		再エネ電力の調達の実施		
		総合評価落札方式の導入可能性に係る検討		導入条件、評価方式・項目等に係る検討		
	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置検討	専門委員会設置検討	
建築物に係る契約（設計、維持管理及びESCO）	維持管理契約導入	契約実績調査・分析等		検討結果の基本方針等への反映、実施		検討状況等を踏まえ専門委員会の継続設置
		設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討		実施状況等を踏まえ連携のあり方検討		
			専門委員会設置	専門委員会設置検討	専門委員会設置検討	
自動車の購入及び賃貸借に係る契約			検討結果の基本方針等への反映、実施			検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置
		次世代自動車等への対応の検討	総合評価の算定方法の検討	新たなトップランナー基準や市場動向により検討		
				専門委員会設置検討	専門委員会設置検討	
産業廃棄物の処理に係る契約及び船舶の調達に係る契約			検討結果の基本方針等への反映、実施			検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置
		関係法令等の見直しに伴う対応検討	プラ循環法成立に伴う対応検討(産廃処理)	他の基準や市場動向により必要に応じ検討		
				専門委員会設置検討	専門委員会設置検討	

凡例：実施項目　検討内容　専門委員会設置　専門委員会設置検討

※ 各年度における専門委員会の開催の要否及び検討内容等については基本方針検討会において決定